富士見市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

公共施設整備基金の積み立てる額を明確にするため、富士見市公共施設整備基金 条例の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 第2条の改正
 - ○同条の見出しを「積立て」とする。
 - ○同条の「基金は、前条の目的に基づく寄附金その他の収入をもって充てる。」 を「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」 に改める。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市公共施設整備基金条例(昭和60年条例第3号)新旧対照表

新	旧
(積立 <u>て</u>)	(積立)
第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。	第2条 基金は、前条の目的に基づく寄附金その他の収入をもって充て